○葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

令和6年3月28日

条例第11号

葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年葛城市条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第 1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定 居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次 条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準の定めるところによる。

(記録の整備の特例)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費の額の算定の基礎となる指定 居宅介護支援等基準第29条第2項各号(指定居宅介護支援等基準第30条において準用す る場合を含む。)に掲げる記録を整備し、居宅介護支援を提供した日から5年間保存しな ければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(指定居宅介護支援等基準の規定の引用に関する経過措置)

2 第4条の規定の適用に関する経過措置は、指定居宅介護支援等基準の附則及び指定居宅介護支援等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。